

令和7年度就学援助制度のご案内

飯能市教育委員会

就学援助制度とは

飯能市立の小・中学校に通うお子様の保護者で、経済的な理由により学用品の購入や給食費の支払いが困難な方に対し、学校で必要となる諸経費の一部を市が援助する制度です。

援助の内容（※単価は変更になる場合があります。）

援助費目・援助の内容	支給金額				支給方法
	小学校		中学校		
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生	
学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊なし） 学校で学習に必要な学用品等の購入費及び校外活動（遠足、社会科見学等）で必要となる交通費、見学科等 ※年度途中の認定者は、月割り計算をして支給します。	13,230 円/年	15,500 円/年	25,040 円/年	27,310 円/年	保護者口座へ振込 (前期分 8～10月頃) (後期分 11～1月頃)
新入学児童生徒学用品費（該当学年のみ） 入学に必要な通学用品費等の購入費	57,060 円/年		63,000 円/年		保護者口座へ振込 (入学前の3月) ※
校外活動費（宿泊あり）（該当学年のみ） 宿泊学習等での必要経費のうち交通費、見学科	3,690 円 (限度額)		6,210 円 (限度額)		保護者口座へ振込 (随時)
修学旅行費（該当学年のみ） 参加に必要な交通費、宿泊費、見学科	22,690 円 (限度額)		60,910 円 (限度額)		保護者口座へ振込 (随時)
医療費 学校保健安全法施行令で定める疾病(中耳炎、むし歯等)の治療にかかる医療費	本人窓口負担分が不要となる「医療券」を交付します。				
学校給食費	各学校で定める年間給食費				学校口座へ振込 (各月)

※入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けていない小・中学校の新1年生で4月1日付の認定者については8月頃支給します。

・各援助費の支給時期は目安であり、支給時期が変更になる場合もありますのでご了承ください。

援助の対象となる世帯（認定要件）

- ①令和7年度中に生活保護法に基づく保護の停止または廃止の措置を受けた世帯
- ②児童扶養手当を受給している世帯
- ③令和6年の所得において世帯全員の市町村民税が非課税または減免されている世帯
- ④国民年金保険料が減免されている世帯
- ⑤個人事業税または固定資産税が減免されている世帯
- ⑥国民健康保険税が減免または猶予されている世帯
- ⑦上記①～⑥以外で、経済的に困窮している世帯（生活保護世帯に準ずる程度）

※上記⑦の理由による申請については、前年(令和6年1月1日～令和6年12月31日)の世帯の所得額を確認し、生活保護基準と比較して審査します。

援助を受けることができる世帯の年間総所得の目安（令和6年度の例）

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1. 父(35歳)、母(34歳)、小学生2人(7歳、8歳) | およそ 288万円未満 |
| 2. 父(39歳)、母(38歳)、小・中学生各1人(10歳、14歳) | およそ 303万円未満 |
| 3. 父(41歳)、母(40歳)、中学生2人(13歳、15歳) | およそ 315万円未満 |

目安となる所得金額は、世帯構成や年齢、住居形態等によって異なります。あくまで目安としてご参照ください。

申請の手続き

就学援助を希望される方は、申請書（学校ごとに1枚）に必要事項を記入し必要書類を添付のうえ、在籍の学校または教育委員会学校教育課へ提出してください。就学援助は年度ごとに認定します。前年度に就学援助を受けていた方も、継続して援助を希望する場合は新たに申請が必要です。

添付書類について

申請理由	添付書類
①生活保護の停止または廃止	なし
②児童扶養手当を受給中、または申請中	「児童扶養手当証書」の写し（飯能市外に住民登録している場合）
③世帯全員の市町村民税が非課税または減免されている	※令和7年1月2日以降飯能市に転入した方は、 「令和7年度非課税証明書」
④国民年金保険料が減免されている	「国民年金保険料免除・納付猶予承認通知書」の写し
⑤個人事業税または固定資産税が減免されている	減免を証明する書類等
⑥国民健康保険税が減免または猶予されている	
⑦上記①～⑥以外で、経済的に困窮している世帯	アパートや貸家等の賃貸住宅に居住している方は、 「家屋の賃貸契約書」の写し等の家賃が証明できる書類 ※令和7年1月2日以降飯能市に転入した方は、 「令和7年度所得証明書」

※令和7年1月2日以降飯能市に転入した方

「令和7年度非課税証明書」及び「令和7年度所得証明書」は、令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村で取得し、6月13日（金）までに在籍の学校または学校教育課に提出してください。

申請後、申請内容が変わった場合及び認定要件から外れた場合

- ・申請後に世帯構成等が変更した場合は再度申請していただきます。
- ・就学援助認定後、世帯構成変更による所得の増加や児童扶養手当の取消しなどにより認定要件から外れた場合は、就学援助認定取消しとなります。また、取消し時期により支給した援助費を返還していただく場合もありますのでご注意ください。

認定審査について

- ・申請書の内容不備や添付書類の未提出がある場合は、審査ができませんのでご注意ください。4月中までの申請は7月上旬に、それ以降は随時「認定」または「対象外」を決定し、お知らせします。
※認定可否が決定するまでの間は原則として給食費等を納めていただきますが、学校により取り扱いが異なりますのでご注意ください。

個人情報の取扱いについて

- ・認定審査にあたり、教育委員会職員が飯能市で保有する住民情報や課税資料、児童扶養手当の受給有無等の個人情報を確認させていただきます。また、転出があった場合は、就学援助の支給状況等について他市町村の教育委員会及び児童福祉施設等に情報を提供することがあります。

【お問い合わせ先】

飯能市教育委員会 学校教育課 学校政策・学務担当
電話：042-973-3018